五　都道府県労働局の特定管理監督職群　都道府県労働局の雇用環境・均等部長、雇用環境・均等室長、労働基準部長並びに総務部、雇用環境・均等部、雇用環境・均等室、労働基準部又は職業安定部の課長及び室長（雇用環境・均等室長を除く。）並びに労働基準監督署の署長並びに労働基準監督署支署の支署長並びに公共職業安定所の所長並びに人事院が定める官職

六～十二　（略）

（削る）

第十六条～第十八条　（略）

（管理監督職への併任の特例）

第十九条　任命権者は、次に掲げる職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合に限り、第七条本文の規定にかかわらず、当該職員を、管理監督職に併任することができる。

一　法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員

二　法第八十一条の七第一項又は第二項の規定により勤務している管理監督職を占める職員

三　第三条第一号から第十号までに掲げる官職を占める職員

四　第四条第一項各号又は第二項各号に掲げる官職を占める職員

附　則

（施行期日）

第一条　（略）

（経過措置）

第二条　当分の間、第三条、第四条第二項第二号及び第十九条第三号の規定の適用については、第三条中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職、宮内庁の内部部局の官職で人事院が定める官職並びに原子力規制委員会の地域原子力規制総括調整官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官及び統括監視指導官」と、第四条第二項第二号中「次に掲げる官職」とあるの

五　都道府県労働局の特定管理監督職群　都道府県労働局の雇用環境・均等部長、雇用環境・均等室長並びに総務部、雇用環境・均等部、雇用環境・均等室、労働基準部及び職業安定部の課長及び室長（雇用環境・均等室長を除く。）並びに労働基準監督署の署長並びに労働基準監督署支署の支署長並びに公共職業安定所の所長

六～十二　（略）

（管理監督職への併任の特例）

第十六条　任命権者は、法第八十一条の五第一項から第四項までの規定により延長された異動期間に係る管理監督職を占める職員が従事している職務の遂行に支障がないと認められる場合その他人事院が定める場合に限り、第七条の規定にかかわらず、当該職員を、他の管理監督職に併任することができる。

第十七条～第十九条　（略）

（新設）

附　則

第一条　（略）

（経過措置）

第二条　当分の間、第三条及び第四条第二項第二号の規定の適用については、第三条中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官職、宮内庁の内部部局の官職で人事院が定める官職並びに原子力規制委員会の地域原子力規制総括調整官、安全規制調整官、首席原子力専門検査官及び統括監視指導官」と、第四条第二項第二号中「次に掲げる官職」とあるのは「次に掲げる官